

○大分市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月29日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年大分市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請及び変更交付申請)

第2条 条例第3条第3項の規定により政務活動費の交付の申請をしようとする会派の代表者は、政務活動費交付申請書(様式第1号)を大分市議会議長(以下「議長」という。)を経由して市長に提出しなければならない。

2 条例第3条第3項及び第4項の規定により交付決定額の変更の申請をしようとする会派の代表者は、政務活動費変更交付申請書(様式第2号)を議長を経由して市長に提出しなければならない。

(申請書記載事項の変更の届出)

第3条 会派の代表者は、前条第1項の申請書に記載した事項(条例第3条第3項及び第4項の規定による交付決定額の変更の申請を要する事項を除く。)に変更が生じたときは、政務活動費交付申請書記載事項変更届(様式第3号)を議長を経由して市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、条例第3条第3項及び第4項の規定により会派の代表者からの申請があったときは、審査の上、当該会派に対する政務活動費の額を決定し、政務活動費(変更)交付決定通知書(様式第4号)により議長を経由して当該会派の代表者に通知するものとする。

(交付請求)

第5条 前条の規定による交付の決定を受けた会派の代表者は、条例第4条、条例第5条及び条例第6条第3項の規定により政務活動費の交付の請求をしようとするときは、政務活動費請求書(様式第5号)に前条の決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(交付日)

第6条 条例第4条第1項に規定する規則で定める日は、5日(その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日。以下「交付日」という。)とする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により交付日において政務活動費を交付することができないときは、当該交付日後の直近の交付が可能となる

日とする。

(実績報告及び額の確定)

第7条 市長は、条例第9条第5項の規定により議長から送付を受けた収支報告書等の写しをもって会派の代表者からの実績報告に代えるものとし、当該送付を受けた収支報告書等の写しに基づき当該年度の会派の政務活動費の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により会派の政務活動費の額を確定したときは、政務活動費確定通知書(様式第6号)により議長を経由して当該会派の代表者に通知するものとする。

(平20規則20・一部改正)

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第20号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、大分市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成24年大分市条例第86号以下「改正条例」という。)の施行の日から施行する。

(平成24年度における政務調査費及び政務活動費に係る特例措置)

2 市長は、改正条例附則第9項の規定により調整された平成24年度における政務調査費及び政務活動費の交付に係る収支報告書等の写しに基づき、同年度の政務調査費及び政務活動費の額を明確に区分してこれらの額を確定するものとする。この場合において、当該政務調査費及び政務活動費の額の確定に係る通知を合わせて行うことができる

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

大分市長 釘宮 磐 殿
(大分市議会議長経由)

会派の名称
代表者氏名

印

政務活動費交付申請書

大分市議会政務活動費の交付に関する条例第3条第3項の規定により、
年度政務活動費の交付について次のとおり申請します。

1 会派結成年月日 年 月 日

2 所属議員の数 名(月 1日現在)

3 交付申請額 円

4 経理責任者氏名

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

大分市長 釘宮 磐 殿
(大分市議会議長経由)

会派の名称
代表者氏名

印

政務活動費変更交付申請書

大分市議会政務活動費の交付に関する条例第3条第 項の規定により、
年度政務活動費の交付について次のとおり変更の申請をします。

- 1 交付決定額 円
- 2 変更交付申請額 円
- 3 変更の理由
- 4 変更年月日 年 月 日

様式第3号(第3条関係)

年 月 日

大分市長 釘宮 磐 殿
(大分市議会議長経由)

会派の名称
代表者氏名

印

政務活動費交付申請書記載事項変更届

大分市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更内容

区分	変更後	変更前	変更年月日
会派の名称			年 月 日
会派の代表者氏名			年 月 日
経理責任者氏名			年 月 日
その他			年 月 日

第 年 月 日
号

殿
(大分市議会議長経由)

大分市長

印

政務活動費(変更)交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度政務活動費の交付
について、次のとおり決定したので、大分市議会政務活動費の交付に関する
条例施行規則第4条の規定により通知します。

1 交付申請額(変更交付申請額) 円

2 交付決定額(年額) 円

内訳

上半期交付額 円

下半期交付額 円

3 変更交付決定額(年額) 円

内訳

上半期交付額 円

下半期交付額 円

年 月 日

大分市長 殿

会派の名称
代表者氏名

印

政務活動費請求書

年度政務活動費の請求について、大分市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定により、次のとおり提出します。

- 1 請求額 円
ただし、 年度政務調査費 半期交付分として
- 2 交付決定額(年額) 円
- 3 交付済額 円

第 年 月 日
号

殿
(大分市議会議長経由)

大分市長

印

政務活動費確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度政務活動費について、次のとおり額を確定したので、大分市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第7条第2項の規定により通知します。

- | | |
|-------------|---|
| 1 交付確定額(年額) | 円 |
| 2 交付決定額 | 円 |
| 3 交付済額 | 円 |